

# 常滑市文化財保存事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）及び常滑市文化財保護条例（昭和51年常滑市条例第22号）に規定する文化財の保存に要する経費として予算の範囲内において交付する常滑市文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例又は常滑市文化財保護条例の規定により指定された文化財（以下「指定文化財」という。）の所有者、管理責任者並びに保持者及び保持団体とする。

## （補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は指定文化財に係る次に掲げる事業とし、その対象経費は事業ごとに当該各号に定めるとおりとする。

### （1）文化財修復事業

- ア 有形文化財又は有形民俗文化財の修理に係る経費
- イ 史跡、名勝、天然記念物の環境整備に係る経費
- ウ 天然記念物の保護増殖に係る経費

### （2）文化財保存伝承事業

- ア 有形民俗文化財又は無形民俗文化財の保存伝承に不可欠な用具等の修理又は新調に係る経費
- イ 無形文化財又は無形民俗文化財の保存伝承、後継者育成、記録保存に係る経費（祭礼、教室、発表会等の開催に係る経費を除く。）

## （補助金の額等）

第4条 補助金の額等は、別表のとおりとする。

## （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに常滑市文化財保存事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 収支予算書
- （2） 設計仕様書及び設計図又はこれらに準ずる資料
- （3） 見積書
- （4） 現況写真又は図面
- （5） その他参考となる資料

2 申請者は、交付申請にあたり、市長が特に認める場合を除き、あらかじめ市長と協議しなければならない。

## （交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、14日以内に当該申請内容を確認のうえ、適當と認めたときは、常滑市文化財保存事業費補

助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、理由を付して、常滑市文化財保存事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定に係る申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に常滑市文化財保存事業費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、常滑市文化財保存事業費補助金事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならぬ。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、14日以内に当該変更申請内容の審査を行い、その結果を常滑市文化財保存事業費補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業遅延の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了の日から14日以内に常滑市文化財保存事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業の成果を示す書類（写真等）
- （2）収支決算書及び領収書
- （3）その他参考となる資料

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告内容を審査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金額を確定し、常滑市文化財保存事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、常滑市文化財

保存事業費補助金請求書（様式第9号）を補助金の額の確定通知を受けた日から14日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。
- 3 補助金は、補助事業完了後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、補助事業完了前に、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、常滑市文化財保存事業費補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- （1）この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- （2）補助事業者が補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）補助金の運用又は補助事業の執行方法に不適当な行為があったとき。
- （4）第8条の承認を得ずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- （5）提出書類に虚偽の事項を記載する等不正な行為があったとき。

（書類の保存）

第15条 補助事業者は、補助事業の収支を記帳し、その証拠書類、帳簿等を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月4日から施行する。  
(文化財保存事業費補助金の算出基準に関する要綱の廃止)
- 2 文化財保存事業費補助金の算出基準に関する要綱（昭和53年常滑市要綱第4号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

| 補助対象事業        | 補助の条件             | 補助金の額  |  | 補助金の上限額 |
|---------------|-------------------|--|--|---------|
| 文化財修復事業       | 補助対象経費<br>が10万円以上 | 国指定<br>文化財   | 補助対象経費の<br>10分の1以内   | 100万円   |
|               |                   | 県指定<br>文化財   | 補助対象経費の<br>6分の1以内  |         |
|               |                   | 市指定<br>文化財   | 補助対象経費（国<br>又は県の補助対<br>象事業となつた<br>ものについては、<br>国又は県の補助<br>金交付額を差し<br>引いた額）の2分<br>の1以内 |         |
| 文化財保存伝承<br>事業 | 補助対象経費<br>が5万円以上  | 補助対象経費（国又は県の<br>補助対象事業となつたもの<br>については、国又は県の補<br>助金交付額を差し引いた<br>額）の2分の1以内 |  | 15万円    |